

アスベスト（0.1%超～1%含有）使用市有施設の対策について

1 損傷、劣化がある施設（5施設）

総務省通知に基づき、以下のとおり対策を実施する。

- ・平成19年度中に「除去」するものとする。

※一部施設は、施設稼動状況等を勘案し平成20年度に行う。（応急措置済）

- ・使用していない施設は、立入禁止とする。

2 損傷、劣化がない施設（21施設）

総務省通知には指示はなく、現在安全な状態ではあるが、市の方針として、以下のとおり対策を実施する。

- ・平成20年度末を目途として「除去」することを基本とする。
- ・長期間停止が困難な施設や改修計画がある施設は、当面、除去以外の対策とする。